

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）（第三条関係）

改 正 案	現 行
(定義) 第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十六 (略)	(定義) 第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十六 (略)
(削る) 十七～二十 (略)	(削る) 十七～二十 (略)
二十一 逆取得 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する逆取得をいう。	二十一 逆取得 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する逆取 得をいう。
(削る) 二十二～二十七 (略)	(削る) 二十二～二十七 (略)
(重要な後発事象の注記) 第五条の二 中間貸借対照表日後、中間財務諸表提出会社の当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況	(重要な後発事象の注記) 第五条の二 中間貸借対照表日後、中間財務諸表提出会社の当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象

況に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

（持分法損益等の注記）

第五条の七 中間連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一・二 （略）

（ストック・オプションに関する注記）

第五条の九 前条の規定のほか、中間会計期間においてストック・オプションを付与した場合には、当該ストック・オプションについて、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該ストック・オプションの付与による影響が、中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキヤツシユ・フローの状況にとつて重要でないと認められる場合には、注記を省略することができる。

一・八 （略）
2
2
2

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第五条の十 財務諸表等規則第八条の十七の規定は、他の企業又は企

（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

（持分法損益等の注記）

第五条の七 中間連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一・二 （略）

（ストック・オプションに関する注記）

第五条の九 前条の規定のほか、中間会計期間においてストック・オプションを付与した場合には、当該ストック・オプションについて、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該ストック・オプションの付与による影響が、中間財務諸表提出会社の財政の財政状態及び経営成績にとつて重要でないと認められる場合には、注記を省略することができる。

一・八 （略）
2
2
2

（パークエス法を適用した場合の注記）

第五条の十 財務諸表等規則第八条の十七の規定は、パークエス法を

業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条各項に定める場合を除く。）について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の十七第一項（第九号を除く。）、第二項及び第三項中「事業年度」と、同条第一項第二号中「財務諸表に」第二号中「財務諸表に」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第二号中「財務諸表に」とあるのは「中間財務諸表に」と、同項第九号中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、同項第十九号中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、同項第十号及び同項第十一号中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間財務諸表に」と、同項第十一号中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、同項第十二号及び同項第十三号並びに第六項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同項第十四号及び第三項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものと/orは「中間連結財務諸表」と、同条第一項第十号及び第三項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第一項第十二号及び第十三号、第三項並びに第五項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第三項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」とあるのは「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と読み替えるものとする。

（逆取得となる企業結合等が行われた場合の注記）

第五条の十一 財務諸表等規則第八条の十八の規定は、逆取得となる企業結合が行われた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは

（持分ブーリング法を適用した場合の注記）

第五条の十一 財務諸表等規則第八条の十八及び第八条の十九の規定は、持分ブーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の十八第一項から第三項まで及び第八条の十九第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、「財務諸表等規則第八条の十八第一項第三号中「財務諸表に」とあ

適用した場合について準用する。この場合において、同条第一項（第十一号を除く。）、第二項、第四項及び第五項中「事業年度」と

あるのは「中間会計期間」と、同条第一項第二号中「財務諸表に」とあるのは「中間財務諸表に」と、同項第十一号中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、同項第十二号及び第十三号並びに第六項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同項第十四号及び第三項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第一項第十二号及び第十三号、第三項並びに第五項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第三項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」とあるのは「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と読み替えるものとする。

「中間損益計算書」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは、「中間財務諸表提出会社」と、同号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは、「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」とあるのは、「税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは、「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「中間純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは、「中間純利益金額又は中間純損失金額」とあるのは、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは、「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは、「中間財務諸表提出会社」と、同条第四項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「中間会計期間の末日後」と、「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2 財務諸表等規則第八条の十九の規定は、他の企業の取得による企業結合が複数の取引によって行われた場合について準用する。この場合において、同条中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と、同条第一項中「事業年度」とあるのは、「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表」とあるのは、「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と、同条第二項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

第五条の十二 財務諸表等規則第八条の二十及び第八条の二十一の規

るのは、「中間財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは、「中間貸借対照表」と、同条第四項及び財務諸表等規則第八条の十九第二項中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と、同条第一項第二号中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)
第五条の十二 財務諸表等規則第八条の二十及び第八条の二十一の規

定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収合併した場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、財務諸表等規則第八条の二十第三項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、財務諸表等規則第八条の二十一第一項中「中間財務諸表」とあるのは「中間財務諸表提出会社」とあるのは「中間連結財務諸表」と、財務諸表等規則第八条の二十一第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第三項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収合併した場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、財務諸表等規則第八条の二十第三項及び第八条の二十一第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、財務諸表等規則第八条の二十一第一項中「中間財務諸表」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と読み替えるものとする。

(共同支配企業の形成の注記)

第五条の十三 財務諸表等規則第八条の二十二の規定は、共同支配企業を形成する企業結合について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(共同支配企業の形成の注記)

第五条の十三 財務諸表等規則第八条の二十二の規定は、共同支配企業の形成について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(事業分離における分離元企業の注記)

第五条の十四 財務諸表等規則第八条の二十三の規定は、重要な事業分離について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第四号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(事業分離における分離先企業の注記)

第五条の十五 財務諸表等規則第八条の二十四の規定は、企業結合に該当しない事業分離について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(分離先企業の注記)

第五条の十五 財務諸表等規則第八条の二十四の規定は、分離先企業について準用する。

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第五条の十六 財務諸表等規則第八条の二十五の規定は、企業結合に関する重要な後発事象及び中間貸借対照表日までに主要な条件について合意をした企業結合であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(事業分離の注記)

第五条の十四 財務諸表等規則第八条の二十三の規定は、事業分離について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第三号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第五条の十七 財務諸表等規則第八条の二十六の規定は、事業分離に関する重要な後発事象及び中間貸借対照表日までに主要な条件について合意をした事業分離であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条第一項中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(セグメント情報等の注記)

第五条の二十 企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

- 1 報告セグメントの概要
 - 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法
 - 3 前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの中間貸借対照表計上額又は中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
- 2 報告セグメントに関する情報（様式第二号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。
- 1 製品及びサービスごとの情報

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第五条の十七 財務諸表等規則第八条の二十六の規定は、事業分離に関する重要な後発事象等について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(新設)

二 地域ごとの情報

三 主要な顧客ごとの情報

3 中間貸借対照表又は中間損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。

一 固定資産の減損損失

二 のれんの償却額及び未償却残高

三 負ののれん発生益

4 前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

5 第一項各号及び第二項各号に掲げる事項並びに第三項に規定する概要是、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(賃貸等不動産に関する注記)

第五条の二十一 財務諸表等規則第八条の三十（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産（同条第一項に規定する賃貸等不動産をいう。次項において同じ。）について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結

(新設)

「財務諸表」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する財務諸表等規則第八条の三十第一項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

(追加情報の注記)

第六条 この規則において特に定める注記のほか、中間財務諸表提出会社の利害関係人が、中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(中間貸借対照表の記載方法)

第八条 (略)

- 2 中間貸借対照表は、様式第四号により記載するものとする。

(各資産の範囲)

第十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二

条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の五まで及び第二十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、

(追加情報の注記)

第六条 この規則において特に定める注記のほか、中間財務諸表提出会社の利害関係人が、中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政及び経営の状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(中間貸借対照表の記載方法)

第八条 (略)

- 2 中間貸借対照表は、様式第一号により記載するものとする。

(各資産の範囲)

第十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二

条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、

財務諸表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(各負債の範囲)

第二十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで及び第五十一条から第五十二条の五までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(中間損益計算書の記載方法)

第三十九条 (略)

2 中間損益計算書は、様式第五号により記載するものとする。

(中間株主資本等変動計算書の記載方法)

第五十八条 (略)

2 中間株主資本等変動計算書は、様式第六号により記載するものとする。

財務諸表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(各負債の範囲)

第二十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで、第五十二条から第五十三条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(中間損益計算書の記載方法)

第三十九条 (略)

2 中間損益計算書は、様式第二号により記載するものとする。

(中間株主資本等変動計算書の記載方法)

第五十八条 (略)

2 中間株主資本等変動計算書は、様式第三号により記載するものとする。

(中間キヤツシユ・フロー計算書の記載方法)

第六十九条 (略)

2 中間キヤツシユ・フロー計算書は、様式第七号又は第八号により記載するものとする。

(中間キヤツシユ・フロー計算書の記載方法)

第六十九条 (略)

2 中間キヤツシユ・フロー計算書は、様式第四号又は第五号により記載するものとする。

○ 中間会計報告書等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第三十八号）（第11条関係）

改 正 案					現 行
					(新設)
様式第一号					
I [セグメント情報]					
I 前中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）					
1. 報告セグメントの概要					
2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の算定方法					
3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報					
(単位：円)					
売上高	その他 合計	
外部顧客への売上高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
セグメント間の内部売上高又は 振替高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
計	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
セグメント利益又は損失(△)	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
セグメント資産	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
セグメント負債	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
その他項目					
減価償却費	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
のれんの償却額	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
受取利息	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
支払利息	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
持分法投資利益又は損失(△)	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
特別利益	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
(負のれん発生益)	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
特別損失	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
(減価損失)	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
税金費用	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
持分法適用会社への投資損 有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	
.....	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	

4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整にに関する事項）

II 当中期会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：円)

	その他	合計
<u>売上高</u>						
外部顧客への売上高	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
セグメント間の内部売上高又は 振替高	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>社</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>セグメント利益又は損失(△)</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>セグメント資産</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>セグメント負債</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>その他の項目</u>						
<u>減価償却費</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>のれんの償却額</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>受取利息</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>支払利息</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>持分法投資利益又は損失(△)</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>特別利益</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>(負のれん発生益)</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>特別損失</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>(減価損失)</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>税金費用</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>持分法適用会社への投資額</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
<u>有形固定資産及び無形固定資産の 増加額</u>	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
.....	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX

4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(記載上の注意)

1. この様式において「事業セグメント」とは、財務諸表等規則様式第一号記載上の注意1.に規定する事業セグメント（同記載上の注意2.により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。
2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意3.に規定するもの（同記載上の注意4.及び5.により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意5.中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と読み替えるものとする。
3. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 事業セグメントを識別するため用了方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）
 - (2) 二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨
 - (3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

4. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。(2)により記載すべき情報を記載する事が困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

- (1) 財務諸表等規則様式第一号記載上の注意3.に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及びセグメント情報に与える影響
- (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前中間会計期間のセグメント情報を當中間会計期間の区分方法により作成した情報（当該情報を用いて、その事が困難な場合には、当中間会計期間のセグメント情報を前中間会計期間の区分方法により作成した情報）

5. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
 - (1) 報告セグメント間の取引がある場合 当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額（中間損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税引前中間純利益若しくは税引前中間純損失又は中間純利益若しくは中間純損失のうち、適当と判断される科目的金額をいう。7. (2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項

- (3) 報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項

	<p><u>〔4〕</u> 報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項</p> <p>〔5〕 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前中間会計期間に採用した方法から変更した場合 その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響</p> <p>〔6〕 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合 その内容</p> <p>〔7〕 その他参考となるべき事項がある場合 その内容</p>
6.	<p>「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。</p> <p>(1) 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額</p> <p>(2) 報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）</p> <p>(3) 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）</p> <p>① 外部顧客への売上高</p> <p>② 事業セグメント間の内部売上高又は帳替高</p> <p>③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）</p> <p>④ のれんの償却額</p> <p>⑤ 受取利息</p> <p>⑥ 支払利息</p> <p>⑦ 特別利益（主な内訳を含む。）</p> <p>⑧ 特別損失（主な内訳を含む。）</p> <p>⑨ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）</p> <p>⑩ ①から⑨までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（中間損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）</p> <p>〔4〕 報告セグメントの資産に関する金額のうち、当中間会計期間における有形固定資産及び無形固定資産の増加額（報告セグメントの資産の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）</p> <p>7. 「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載することとして重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を省略することができる。</p>
〔1〕	報告セグメントの売上高の合計額と中間損益計算書の売上高計上額

[2] 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額
[3] 報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額
[4] 報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額
[5] 報告セグメントのその他の項目 ((1)から(4)までに掲げる項目を除く。) の合計額と当該項目に相当する科目の中間財務諸表計上額
8. 7. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。 9. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

○ 中間取務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規定（昭和五十一年大蔵省令第三十八号）（第二条関係）

改 正 案					現 行																								
					(新設)																								
I 関連情報 前中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）																													
I 1. 製品及びサービスごとの情報																													
2. 地域ごとの情報																													
(1) 売上高																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>.....</th> <th>.....</th> <th>.....</th> <th>.....</th> <th>(単位：円)</th> </tr> <tr> <th>xxx</th> <th>xxx</th> <th>xxx</th> <th>xxx</th> <th>xxx</th> <th>合計 xxx</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						日本	(単位：円)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	合計 xxx	
日本	(単位：円)																								
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	合計 xxx																								
.....																									
.....																									
(2) 有形固定資産																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>.....</th> <th>.....</th> <th>.....</th> <th>.....</th> <th>(単位：円)</th> </tr> <tr> <th>xxx</th> <th>xxx</th> <th>xxx</th> <th>xxx</th> <th>xxx</th> <th>合計 xxx</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						日本	(単位：円)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	合計 xxx	
日本	(単位：円)																								
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	合計 xxx																								
.....																									
.....																									
3. 主要な顧客ごとの情報																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th> <th>売上高 xxx</th> <th>開催するセグメント名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>						顧客の名称又は氏名	売上高 xxx	開催するセグメント名																		
顧客の名称又は氏名	売上高 xxx	開催するセグメント名																											
.....																											
II 当中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）																													
1. 製品及びサービスごとの情報																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>.....</th> <th>.....</th> <th>.....</th> <th>.....</th> <th>(単位：円)</th> </tr> <tr> <th>外部顧客への売上高</th> <th>xxx</th> <th>xxx</th> <th>xxx</th> <th>xxx</th> <th>合計 xxx</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							(単位：円)	外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx	合計 xxx	
	(単位：円)																								
外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx	合計 xxx																								
.....																									
.....																									
2. 地域ごとの情報																													
(1) 売上高																													
(単位：円)																													

<p><u>(2) 有形固定資産</u></p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">日本 _____ <u>××</u></th><th style="text-align: center;">..... _____ <u>××</u></th><th style="text-align: center;">..... _____ <u>××</u></th><th style="text-align: center;">..... _____ <u>××</u></th><th style="text-align: center;">..... _____ <u>××</u></th><th style="text-align: center;">合計 _____ <u>××</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">顧客の名称又は氏名</td><td style="text-align: center;">売上高 _____ <u>××</u></td><td style="text-align: center;">..... _____ <u>××</u></td><td style="text-align: center;">..... _____ <u>××</u></td><td style="text-align: center;">..... _____ <u>××</u></td><td style="text-align: center;">(単位： 円) 合計 _____ <u>××</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 中間財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。</p> <p>2. 「1. 製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することができる場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。</p> <p>また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。</p> <p>3. 「2. 地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することができる場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。</p> <p>(1) 外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外國貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準</p> <p>(2) 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によって本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であつて、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）</p> <p>4. 「2. 地域ごとの情報」には、3.に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。</p> <p>5. 3.にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える場合には、その旨を記載することにより3. (1)又は(2)に掲げる事項の記載を省略することができ</p>	日本 _____ <u>××</u> _____ <u>××</u> _____ <u>××</u> _____ <u>××</u> _____ <u>××</u>	合計 _____ <u>××</u>	顧客の名称又は氏名	売上高 _____ <u>××</u> _____ <u>××</u> _____ <u>××</u> _____ <u>××</u>	(単位： 円) 合計 _____ <u>××</u>
日本 _____ <u>××</u> _____ <u>××</u> _____ <u>××</u> _____ <u>××</u> _____ <u>××</u>	合計 _____ <u>××</u>								
顧客の名称又は氏名	売上高 _____ <u>××</u> _____ <u>××</u> _____ <u>××</u> _____ <u>××</u>	(単位： 円) 合計 _____ <u>××</u>								

6. 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であつて、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。

7. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

○ 申題本務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規定（昭和五十一年大藏省令第二十八号）（第二条関係）

改 正 案							現 行																																
〔新設〕																																							
様式第三号																																							
〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕																																							
前中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）																																							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: right;"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>(単位：円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減損損失</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>合計</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td></td><td>xxxxx</td></tr> </tbody> </table>														(単位：円)	減損損失	合計			xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx		xxxxx									
							(単位：円)																																
減損損失	合計																																	
	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx		xxxxx																																
当中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）																																							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: right;"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>(単位：円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当中間期償却額</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>合計</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td></td><td>xxxxx</td></tr> <tr> <td>当中間期末残高</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td></td><td>xxxxx</td></tr> </tbody> </table>														(単位：円)	当中間期償却額	合計			xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx		xxxxx	当中間期末残高		xxxxx	
							(単位：円)																																
当中間期償却額	合計																																	
	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx		xxxxx																																
当中間期末残高		xxxxx																																
前中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）																																							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: right;"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>(単位：円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当中間期償却額</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>合計</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td></td><td>xxxxx</td></tr> <tr> <td>当中間期末残高</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td></td><td>xxxxx</td></tr> </tbody> </table>														(単位：円)	当中間期償却額	合計			xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx		xxxxx	当中間期末残高		xxxxx	
							(単位：円)																																
当中間期償却額	合計																																	
	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx		xxxxx																																
当中間期末残高		xxxxx																																
当中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）																																							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: right;"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>(単位：円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当中間期償却額</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>合計</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td>xxxxx</td><td></td><td>xxxxx</td></tr> <tr> <td>当中間期末残高</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td></td><td>xxxxx</td></tr> </tbody> </table>														(単位：円)	当中間期償却額	合計			xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx		xxxxx	当中間期末残高		xxxxx	
							(単位：円)																																
当中間期償却額	合計																																	
	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx	xxxxx		xxxxx																																
当中間期末残高		xxxxx																																
〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕																																							
(記載上の注意)																																							
1. 中間財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。																																							
2. 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及び内容を記載すること。																																							
3. 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとに																																							

のれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていなければ、そのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載する二部。

4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となつた事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。

5. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第三十八号）（第二条関係）

現 行	改 正 案	様式第一号～様式第五号	様式第四号～様式第八号
--------	-------------	-------------	-------------